

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達が成されることを条件とするものです。

令和7年1月29日

支出負担行為担当官

小樽開発建設部長 遠藤 平

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

業務名：小樽開発建設部 防災気象情報提供

業務概要：当建設部管内及び隣接する地域に関する災害予測等も含めた気象情報、防災情報及び水災害の予報や被害軽減に資するための降雨予測情報等を、24時間リアルタイムに提供するものである。

(2) 業務内容

- ・一般気象情報
- ・道路管理気象情報
- ・河川管理気象情報

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、地方自治体を除く。）または、令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）の申請を令和7年1月31日までに先行受理（定期受付）されている者であること。

なお、競争参加資格のない者は、速やかに資格審査申請を行い、落札決定時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 気象業務法（昭和27年法律165号）第17条の予報業務許可事業者（気象・波浪）であり、小樽開発建設部管内区域の予報業務の許可を有していること。

(5) 業務執行体制に関する要件

ア 業務期間内において各種予測情報を24時間提供できる体制を配備できること。

イ 本業務に必要な、気象庁の発表する各種情報を受注者が直接受信できるシステムを保有しているとともに、情報提供を行うシステムを保有していること。

(6) 業務実績に関する要件

ア 平成26年4月1日以降令和6年3月31日までに完了した下記の業務実績を有すること。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業へ通年での気象予測情報提供を行う業務

イ 配置予定技術者に対する要件

① 配置予定の管理技術者及び担当技術者は、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できること。

② 次の資格を有する者とする。ただし、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。以下に同じ。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣（旧建設大臣含む。以下同じ。）認定を受けている必要がある。

(1)管理技術者：気象予報士の資格を有するもの

なお、気象予報士の資格を有するとともに次に掲げるいずれかの資格を有する者は優位に評価する。

技術士：総合技術監理部門「建設部門」又は
「応用理学-地球物理及び地球化学」

技術士：建設部門

技術士：応用理学部門「地球物理及び地球化学」

土木学会認定技術者：（特別上級、上級、1級）[防災分野]

RCCM：（河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門）

(2)担当技術者：気象予報士の資格を有する者を3名以上配置できること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒047-8555 北海道小樽市潮見台1丁目15番5号
北海道開発局小樽開発建設部契約課第3スタッフ
電話：0134-23-5144

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午前11時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年2月17日（月）午前11時 上記（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99

号) 第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(信書便にあつては送達記録のあるものに限る。)によること。

- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングは実施しない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本件に係る決定及び契約締結は、令和7年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に決定及び契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。